

電子入札を実施するに当たり、次の事項を変更しましたのでお知らせします。

令和 5 年 7 月

長門市企画総務部監理管財課

- 1 建設工事における積算内容確認の変更について
積算疑義申立ての対象となる設計金額を変更しました。
- 2 工事費内訳書の取扱いについて
入札書と一緒に提出する工事費内訳書の様式と取扱い方法を統一しました。
- 3 入札辞退の取扱いについて
入札書提出後又は、落札保留期間中における入札辞退の取扱いを定めました。
- 4 くじ実施の通知について
くじ実施のお知らせが、2 通送付される理由を記載しました。
- 5 入札参加資格の確認(事後審査)について
入札参加資格審査(事前審査・事後審査)の確認方法を変更しました。

建設工事における積算内容確認の変更について（お知らせ）

令和 5 年 7 月

長門市企画総務部監理管財課

積算疑義申立ての対象となる設計金額を変更します。

1 積算疑義申立ての対象

対象工事	設計金額が <u>130 万円以上の工事</u> を対象とします。 ただし、入札が不調又は中止となった場合は、対象外とします。
申立てを行うことができる者	当該対象入札の入札参加者とします。 ただし、次のいずれかに該当する者は、積算疑義の申立てを行うことはできません。 ①入札を辞退した者 ②無効な入札をした者 ③失格となった者

無効な入札をした者、失格となった者とは、「入札の心得」第 14 条及び第 15 条に記載された入札を行った者となります。

2 積算疑義申立期間

期 間	入札日(開札日)を起算日として 3 日目(開庁日を除く。)の午前 12 時(正午)まで
時 間	1 日目及び 2 日目は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 3 日目は、午前 8 時 30 分から午前 12 時(正午)まで

3 落札決定の保留と積算内容の公表

落札決定の保留	積算疑義申立てにより入札が中止となる場合があるため、開札後、直ちに落札者の決定は行わずに、回答手続きが完了するまでの間、落札保留とします。
工事積算内訳書の公表	落札決定の保留宣言後速やかに入札結果（別記様式第 1 号）及び金額が記載された工事積算内訳書を長門市 <u>入札情報公開システム</u> に公表します。 ①土木工事は、工事工種体系の「種別（レベル 3）」までを公表 ②営繕工事は、「科目及び中科目」までを公表

4 積算疑義申立ての取り扱い

取扱う	金額及び数量が記載された工事積算内訳書を確認しなければ判明しないもの
取扱わない	次のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとします。 ①入札参加者以外の者から提出されたもの ②積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの ③積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの ④入札前に公表された設計図書等により確認できるもの ⑤積算疑義申立期間終了後に提出されたもの ⑥入札前に質問を行うことにより確認できるもの ⑦単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの ⑧工事積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの ⑨その他当該入札に関係のないもの

※「既に設計書に明示されているもの」、「入札前に行った質問及びその回答に関するもの」、「入札前に質問することができるもの（例：設計書等と図面の数量の差異）」、「自分が想定した価格と合わない」等の意見は疑義の対象とはしません。

5 提出先及び提出書類

提出先	長門市企画総務部監理管財課
提出書類	・積算疑義申立て書（別記様式第2号）【様式は、長門市ホームページよりダウンロードしてください。】を持参して提出することにより、申立てることができます。 ・積算疑義に関する具体的な資料等（任意様式で作成願います。）

6 積算疑義がなかった場合

積算疑義の申立てがなかった場合は、積算疑義申立ての期間後速やかに、落札者を決定し契約予定工事通知書を送付するとともに、長門市[入札情報公開システム](#)に入札経緯・入札結果表を公表します。

予定価格が 3,000 万円以上の工事において、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を開始します。

7 積算疑義があった場合

積算疑義申立書の提出があった場合は、速やかに工事担当課において設計書等の内容を確認します。

積算疑義申立て者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）に積算疑義申立回答書（別記様式第3号）により、回答します。

(1) 設計書に誤りがなかった場合	積算疑義申立て者に回答した後、落札者に対し契約予定工事通知書を送付するとともに、長門市 入札情報公開システム に入札経緯・入札結果表を公表します。
(2) 設計書に誤りがあった場合	① 下記のいずれかの場合 (ア) 落札候補者に変更が生じる場合 (イ) 落札候補者に変更が生じない場合において、落札候補者が契約の締結を希望しないとき 入札を中止します。 ② 落札候補者に変更が生じない場合において、落札候補者が契約の締結を希望するとき この場合においては、当初は落札金額により契約を締結し、その後、落札者と工事担当課において変更契約の締結に係る協議を行います。

8 入札を中止した場合の取扱い

入札中止の通知	全ての入札参加者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）に入札の中止（別記様式第4号）を通知します。
設計書の見直し	積算疑義申立てにより入札を中止した場合は、設計書等を修正し改めて入札を執行します。
業者の選定	再度入札する場合は、長門市建設工事等指名審査会に諮り、業者を選定します。

9 その他

積算疑義申立ての内容及び調査の結果、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められる場合は、発注者において適正に対処します。

10 落札候補者の辞退

[電子入札における入札辞退の取扱いについて（お知らせ）](#)に記載します。

工事費内訳書の取扱いについて(お知らせ)

令和 5 年 7 月

長門市企画総務部監理管財課

電子入札を実施するに当たり、建設工事において積算疑義申立ての対象となる設計金額を 500 万円以上から 130 万円以上に変更しました。

これに伴い、入札書と一緒に提出する工事費内訳書の様式と取扱い方法を統一します。

工事費内訳書については、工事毎に入札情報公開システムの「配布図書」にエクセルファイルを添付しますので、これにより作成してください。

1 工事費内訳書の取扱い

(1) 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札で次のいずれかに該当する場合は、入札を「無効」とします。

- ア 工事費内訳書を提出しない入札
- イ 工事費内訳書の商号又は名称並びに住所及び工事名が確認できない入札
- ウ 工事費内訳書に記名のない入札
- エ 工事費内訳書の工事価格と入札金額が同一でない入札
- オ 工事費内訳書にその他明らかな不備がある入札
- カ 工事費内訳書において積上げた金額を、値引き、値上げ等により調整した入札
- キ 工事費内訳書の様式及び記載項目が、市長が指定した内容と異なる入札
- ク 工事費内訳書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭な入札

(2) 設計金額が 130 万円以上の全ての工事(対象金額を変更しました。)

【一般工事の例】・・・レベル 2 (土木系工事は工種、営繕系工事は科目) までの金額を記載

工事区分・工種(科目)	数 量	単位	金額(円)	備 考
1-〇〇〇工事				
2-〇〇〇〇	1	式		
2-〇〇〇〇	1	式		
2-〇〇〇〇	1	式		
直接工事費計	1	式		
共通仮設費計	1	式		
現場管理費計	1	式		
一般管理費等計	1	式		
合計(=工事価格)	1	式		※入札金額と同額

2 適用年月日

令和 5 年 8 月 1 日以降の入札公告又は指名通知より適用します。

電子入札における入札辞退の取扱いについて(お知らせ)

令和 5 年 7 月

長門市企画総務部監理管財課

電子入札を実施するに当たり、入札書提出後における入札辞退について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 入札辞退の取扱い

入札辞退届の提出期限は、原則、入札書の提出締切日時までとします。

本市の電子入札システム（以下「システム」という。）では、一度入札書を提出した後は、システムにおいて入札辞退を行うことはできません。また、入札辞退を行った後は、入札書を提出することはできません。

ついては、入札参加者からやむを得ない理由により、入札辞退の申し出があった場合に限り、入札書の提出後であっても入札辞退届を受付けます。

2 入札辞退を認める「やむを得ない理由」

- (1) 配置予定の技術者が病気・死亡・退職等により配置できなくなり、代替の技術者がいない場合
- (2) 次順位以降の者が繰り上がって落札候補者となった場合において、配置予定の技術者を開札後に他の工事に配置したことにより、代替の技術者がいない場合
- (3) 本市又は、他の地方公共団体が発注した工事において落札候補者となったことにより、配置できる技術者に不足が生じた場合
- (4) 建設業の許可を取り消された場合や、廃業を予定している場合

3 提出期限と提出方法

- (1) 入札書提出後から入札書提出期限までの間においては、入札辞退届及び添付書類（以下「入札辞退届等」という。）を監理管財課まで持参、電子メール又はファクシミリにより提出してください。
電子メール又はファクシミリによる場合は、送信した旨を監理管財課に速やかに電話連絡をしてください。電話連絡がない場合は、入札辞退届を無効として取扱います。
- (2) 開札後から落札保留期限までの間においては、入札辞退届等を提出する前に監理管財課に電話連絡をしてください。入札状況の確認を行い、入札辞退届等の提出方法について連絡します。

4 入札辞退届等の確認

監理管財課において、入札辞退届等の内容及び入札状況を確認します。

5 入札辞退を認める判断基準

次の判断基準により、入札辞退の適否を判断し、入札を辞退する対象工事を決定します。

- (1) 入札参加者又は落札候補者が関係する工事の入札状況を確認します。
- (2) 落札候補者が入札を辞退した場合、次順位の入札参加者に契約締結の意向を確認します。

6 入札を辞退する場合の提出書類

- (1) 紙により入札辞退届（別記様式第 2 号）を提出してください。
- (2) 入札辞退届には、次の書類を添付してください。

- ① 病休の場合：配置予定技術者の診断書の写し
- ② 退職の場合：配置予定技術者の退職届の写し又は雇用保険被保険者離職証明書の写し
- ③ 他の工事を受注して技術者がいなくなった場合：
 - 他の工事の契約書の写し又は他の工事の落札決定通知書の写し又は他の工事の落札候補者であることが分かる書類の写し
 - 本市が発注した工事においては、指名通知書又は入札書受付票の写し

7 注意事項

- (1) 入札辞退届の撤回は認めません。
- (2) 次の場合は不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。
 - ① 落札保留期間を過ぎて、入札辞退届を提出した場合
 - ② 入札辞退届及び添付書類に不備がある場合
 - ③ 入札辞退届及び添付書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 「資機材の調達や労働者の確保ができない」、「入札金額の間違い」等を理由として、入札の辞退を申し出た場合
 - ⑤ 他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談又は、入札価格を意図的に開示した場合
- (3) やむを得ない理由により、落札候補者が行った入札書は「入札無効」とします。

8 入札辞退の事例

- A 工事(土木一式工事)：他の公共団体が発注した工事
- B 工事(土木一式工事)：本市が発注した工事（開札順位 1 番）
- C 工事(土木一式工事)：本市が発注した工事（開札順位 2 番）
- D 工事(建築一式工事)：本市が発注した工事（開札順位 3 番）

	【事例 1】	【事例 2】	【事例 3】
A 工事	落札候補者である	落札候補者である	落札候補でない
B 工事	辞退を認める	辞退を認めない	辞退を認めない
C 工事	辞退を認める	辞退を認める	辞退を認める
D 工事	辞退を認めない	辞退を認めない	辞退を認めない

【事例 1】

- ①他の公共団体が発注した土木一式工事（A 工事）において、落札候補者となり契約を考えている。
- ②本市が発注した土木一式工事（B 工事及び C 工事）においても、落札候補者となったが、技術者を配置することが困難であり、両方の契約辞退を考えている。

【B 工事及び C 工事の入札辞退を認める。】※入札辞退を認める判断基準による。

- ③本市が発注した建築一式工事（D 工事）においても、落札候補者となったが契約辞退を考えている。

【A 工事、B 工事、C 工事、D 工事の落札候補者であるが工種が異なることから、D 工事の入札辞退を認めない。】

【事例 2】

- ①他の公共団体が発注した土木一式工事（A 工事）において、落札候補者となり契約を考えている。
- ②本市が発注した土木一式工事（B 工事及び C 工事）においても、落札候補者となったが、2 件

の工事において技術者を配置することが困難であり、どちらか1件の契約辞退を考えている。

【開札順位1番のB工事の入札辞退を認めない。また、開札順位2番のC工事の入札辞退は認める。】※入札辞退を認める判断基準による。

③本市が発注した建築一式工事（D工事）においても、落札候補者となったが契約辞退を考えている。

【A工事、B工事、C工事、D工事の落札候補者であるが工種が異なることから、D工事の入札辞退を認めない。】

【事例3】

①他の公共団体が発注した土木一式工事（A工事）における、落札候補者ではない。

②本市が発注した土木一式工事（B工事及びC工事）において、落札候補者となったが、2件の工事において技術者を配置することが困難であり、どちらか1件の契約辞退を考えている。

【開札順位1番のB工事の入札辞退を認めない。また、開札順位2番のC工事の入札辞退は認める。】※入札辞退を認める判断基準による。

③本市が発注した建築一式工事（D工事）においても、落札候補者となったが契約辞退を考えている。

【B工事、C工事、D工事の落札候補者であるが工種が異なることから、D工事の入札辞退を認めない。】

9 適用年月日

令和5年8月1日以降の入札公告又は指名通知より適用します。

なお、令和5年7月31日以前の入札公告又は指名通知によるものは、従前の取扱いを適用します。

別記様式第2号(第7条関係)

入 札 辞 退 届

年 月 日

長門市長 様

住 所

氏 名

（ 担 当 者 :
電話番号 : ）

下記工事(業務)について、入札を辞退したいのでお届けします。

記

工 事 （ 業 務 ） 名	
工 事 （ 実 施 ） 場 所	
辞 退 理 由	

※辞退理由については、「自社都合」等ではなく、具体的な理由を記載してください。

電子入札におけるくじ実施の通知について(お知らせ)

令和 5 年 7 月

長門市企画総務部監理管財課

電子入札を実施するに当たり、落札者となるべき同額の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価値を得て入札した者が 2 者以上いる場合は、電子くじにより落札者を決定します。

ついては、「くじ実施のお知らせ」が 2 通送付される理由を、お知らせします。

1 くじ引きを行う理由

本市では、「やむを得ない理由」がある場合に限り、落札保留期間内において入札の辞退を申し出ることができます。

入札参加者は、入札情報公開システムにおいて、提出された「入札金額」、「くじ入力番号」、入札書受付票に記載されている、「乱数」、「くじ番号」、「受付日時」等の内容を確認し、自社が落札候補者であるか否かを判断して頂きます。

ついては、電子入札システムの操作において、落札候補者を決定するためのくじ引き(1 回)と、落札者を確定するためのくじ引き(1 回)の計 2 回を行う必要があります。

2 くじ引き結果の通知

電子メールにより、その都度「くじ実施のお知らせ」が送付されます。

3 くじ引き結果の内容

入札辞退により、落札候補者に変更が無ければ、順位及び記載内容に変更はありません。

4 落札候補者の公表

長門市では、落札保留期間中における落札候補者の公表はいたしません。

入札参加者からの問い合わせがあった場合も同様に、回答はいたしません。

5 公表の方法

入札情報公開システムの「入札・契約結果情報の検索」において、入札経過を掲載します。次頁の内容となります。

6 適用年月日

令和 5 年 8 月 1 日以降の入札公告又は指名通知より適用します。

落札保留情報の公表画面

入札情報公開システム - Internet Explorer

入札情報公開システム

メニュー表示

メニュー非表示

長門市

電子入札システム

発注見通し情報登録

発注情報登録

入札・契約情報登録

名簿情報検索

指名停止情報

お知らせ閲覧

発注機関用
トップメニューへ

年度

2023年度

工事名

第14回模擬指名競争入札(建設工事)

契約管理番号

2301010011

入札方式

指名競争入札

工種

土木一式工事

落札方式

価格競争

工事場所

長門市 地内

開札日時

2023/07/18 17:38:00

予定価格(税抜)

8,000,000円

基準評価値

設計額又は見積額(税抜)

調査基準価格/最低制限価格区分

最低制限価格

調査基準価格(税抜)
/最低制限価格(税抜)

条件1

指定しない

条件2

添付ファイル

課所名

企画総務部 監理管財課

備考

※本画面上記載の金額は全て税抜きです。
※添付ファイルは必ず「保存」を選択し、ダウンロードした後に開いて下さい。

入札経過(赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回 金額(税抜)	第2回 金額(税抜)	最終回 金額(税抜)	随意契約 金額	摘要
*****	8,000,000				
*****	8,000,000				
*****	8,000,000				

くじ結果

落札候補者を決定するため、1回目のくじ引きを行います。

順位	業者名	くじ入力番号	乱数値	くじ番号	入札書提出日時	応札順序	備考
1		000	845	845	2023/07/18 17:37:09	2	
2		000	874	874	2023/07/18 17:36:25	0	
3		000	734	734	2023/07/18 17:36:47	1	
			合算数			余り	
			2453			2	

落札結果情報の公表画面

入札情報公開システム - Internet Explorer

入札情報公開システム

メニュー表示

メニュー非表示

長門市

電子入札システム

発注見通し情報公開

発注見通し情報削除

発注情報公開

発注情報削除

入札・契約情報公開

入札・契約情報削除

名簿情報公開

指名停止情報
登録/削除

お知らせ登録/削除

公開項目初期設定

発注機関用
トップメニューへ

受注者用

年度

2023年度

工事名

第14回模擬指名競争入札(建設工事)

契約管理番号

2301010011

入札方式

指名競争入札

工種

土木一式工事

落札方式

価格競争

工事場所

長門市 地内

開札日時

2023/07/18 17:38:00

予定価格(税抜)

8,000,000円

基準評価値

設計額又は見積額(税抜)

調査基準価格/最低制限価格区分

最低制限価格

調査基準価格(税抜)
/最低制限価格(税抜)

7,800,000円

条件1

指定しない

条件2

添付ファイル

課所名

企画総務部 監理管財課

備考

※本画面上記載の金額は全て税抜きです。
※添付ファイルは必ず「保存」を選択し、ダウンロードした後に開いて下さい。

入札経過(赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回 金額(税抜)	第2回 金額(税抜)	最終回 金額(税抜)	随意契約 金額	摘要
テスト建設02	8,000,000				落札
テスト建設01	8,000,000				
テスト建設03	8,000,000				

くじ結果

順位	業者名	くじ入力番号	乱数値	くじ番号	入札書提出日時	応札順序	備考
1	テスト建設02	000	845	845	2023/07/18 17:37:09	2	
2	テスト建設03	000	874	874	2023/07/18 17:36:25	0	
3	テスト建設01	000	734	734	2023/07/18 17:36:47	1	
			合算数			余り	
			2453			2	

落札者を確定(確認)するため、2回目のくじ引きを行います。
落札保留期間中において入札辞退の申出が無ければ、「くじ結果」は1回目のくじ結果と同じです。

電子入札における入札参加資格の確認(事後審査)について (お知らせ)

令和 5 年 7 月
長門市企画総務部監理管財課

電子入札を実施するに当たり、条件付一般競争入札における入札参加資格の確認方法を変更しましたので、お知らせします。

1 条件付一般競争入札の対象工事

- (1) 設計金額が 3,000 万円以上の工事を対象とします。ただし、工期、工事の内容、隣接工事の状況等特別な理由があるもので、事前に長門市建設工事等指名審査会（以下「指名審査会」という。）に諮り条件付一般競争入札によらないことが決定されたものを除きます。
- (2) 設計金額が 3,000 万円未満の工事において、工事の内容等に特別な理由があるもので、指名審査会に諮り条件付一般競争入札によることが決定されたものを含みます。
- (3) 対象工事については、入札情報公開システムに掲載します。

2 入札参加資格の確認方法

- (1) 事前審査とは、従来の方式によるもので、入札公告に定める条件に適合する全ての者が、入札参加資格確認申請に必要な書類（以下「申請書等」という。）を作成し、入札公告に定める提出期限までに、電子入札システムにより提出します。
- (2) 事後審査とは、電子入札の運用に伴い実施する方式であり、開札後、落札候補者より申請書等の提出を求めるものであり、仮に非適合となったときは、次順位の入札参加者より申請書等の提出を求めこれを審査し、落札者が決定するまで同様に行います。
- (3) 電子入札システムに添付する電子ファイルの容量が、添付可能な範囲を超える場合又は、市長が紙による提出を求めたときは、申請書等を監理管財課まで持参又は郵送により提出してください。

3 審査毎の対象工事

事前審査の対象工事は、次のとおりとします。

- ①入札公告において、長門市以外の業者を対象とした工事
- ②入札公告において、特定建設工事共同企業体を対象とした工事

事後審査の対象工事は、次のとおりとします。

- ①入札公告において、長門市内の業者のみを対象とした工事

4 入札参加資格確認申請に必要な書類（様式に変更はありません。）

条件付一般競争入札への入札参加資格を確認するため、次の各号に規定する資料を提出してください。

- (1) 入札参加資格確認申請書(別記様式第 1-1 号又は別記様式 1-2 号)
- (2) 同種、類似工事の施工実績調書(別記様式第 2-1 号)及び工事発注証明書(別記様式第 2-2 号)
- (3) 監理技術者の資格・工事経験調書(別記様式第 3 号)
- (4) 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項(別記様式第 3-2 号)(特例監理技術者の

配置を条件により認める工事であって、配置を予定する場合に限る。)

- (5) 主任技術者の資格・工事経験調書(別記様式第4号)
- (6) 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類(共同企業体の場合)
- (7) 総合評定値通知書の写し
- (8) 建設業許可通知書の写し
- (9) その他必要な書類

5 書類の提出期限

事前審査の案件については、公告から申請書等の提出期限までは、15日(初日、土曜日、日曜日及び祝祭日を含む。)以上とします。ただし、急を要するもの及びその他の特別な理由があるものについては、8日まで短縮することができるものとします。

事後審査の案件については、落札保留後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日(閉庁日を除く。)以内とします。

ただし、低入札価格調査を行う場合は、低入札価格調査完了の連絡を行った日の翌日から起算して、3日(閉庁日を除く。)以内とします。

6 条件の提示

入札公告に事前審査又は事後審査の区分、申請書等の提出期限及び提出方法について記載します。

7 書類の確認

監理管財課において提出された申請書等を確認し、その結果を指名審査会に諮ります。

8 確認結果の通知

事前審査の案件については、電子入札システムにより「競争参加確認通知書」を送信します。

事後審査の案件については、電子入札システムにより「落札決定通知書」を送信します。

9 適用年月日

令和5年8月1日以降の入札公告又は指名通知より適用します。